

議案第23号

二宮町子育てサロン設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

百合が丘子育てサロンを廃止することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町子育てサロン設置条例の一部を改正する条例

二宮町子育てサロン設置条例（平成22年二宮町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

二宮町栄通り子育てサロン	二宮町二宮832番地の17
二宮町百合が丘子育てサロン	二宮町百合が丘2丁目2番1号

」を「

二宮町栄通り子育てサロン	二宮町二宮832番地の17
--------------	---------------

」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第23号) 二宮町子育てサロン設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 子育てサロンの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 子育てサロンの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
二宮町栄通り子育てサロン	二宮町二宮832番地の17	二宮町栄通り子育てサロン	二宮町二宮832番地の17
		二宮町百合が丘子育てサロン	二宮町百合が丘2丁目2番1号